

松江市屋外広告物条例・計画における内中原町景観形成区域の概要

(1) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本的な考え方

景観保全型広告整備区域のうち、内中原町景観形成区域の広告物景観形成の基本的な考え方は以下のとおりです。

■ 広告物景観形成の基本的な考え方

内中原町は、町内を堀川に囲まれており、閑静な住宅地と比較的大きな公共施設や高層な建物が混ざり合った町並みとなっています。都市的な町並みに堀川と城山の自然が調和した風情に配慮した落ち着いたデザイン、色彩となるように誘導を図ります。

- ・松江城天守からの眺望に配慮した広告物の掲出を図ります。
- ・城下町の風情に配慮した落ち着きのあるデザイン、色彩とします。
- ・低層の住宅が建ち並ぶ町並みに配慮し、広告物の面積、高さを抑制します。

(2) 指定する範囲

景観計画重点区域である内中原町景観形成区域を指定します。指定範囲は下図のとおりです。



【A区域の範囲】

(左図の①～⑤の境界は以下のとおり)

- ①～②：堀川に面する敷地
- ②～③、③～④、④～⑤：市道図書館西通線の道路境界線から10m線界

※行為が他の区域にまたがる場合、行為の全てにA区域の基準を適用する。

この地図は島根県知事の承認を得て松江圏都市計画図(1/2500)を使用し作成したものです。(承認番号 平成31年4月22日 都第56号)
地図情報は、概ねの区域や位置を示しており、権利や義務が発生するもの、取引の資料とする場合などは、その情報の詳細を作成者に確認する必要がある。

(3) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関する広告物景観形成基準

内中原町景観形成区域内での屋外広告物の広告物景観形成基準は、以下のとおりです。

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可基準（内中原町景観形成区域）
共通事項			<ul style="list-style-type: none"> ・ けばけばしい色彩は1表示面の1/2以下とすること ・ 色彩は落ち着きのあるものとし、けばけばしい色彩は避けるよう配慮すること ・ 光源を用いるものにあつては、動光又は点滅を伴わないこと ・ 眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること
総量規制			<ul style="list-style-type: none"> ・ 1敷地内の屋外広告物の合計面積が30㎡以内
簡易 広 告 物	①貼り紙	大きさ	・ 1枚1㎡以内
	②貼り札	大きさ	・ 1枚0.3㎡以内
	③立看板	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦2m、横1m以下 ・ 脚部の高さ0.5m以下
	④旗及びのぼり	大きさ	・ 1枚1.5㎡以内
		その他	・ 車道及び歩道にはみ出さないこと
	⑤置看板	大きさ	・ 1面1㎡、合計2㎡以内
	⑥気球広告物		・ 掲出不可
⑦広告幕	大きさ	・ 1壁面合計20㎡以内	
	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車道 地表から下端まで4.7m以上 ・ 歩道 地表から下端まで2.5m以上 	
一 般 広 告 物	⑧屋上広告物（※）	大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ A区域：地表から上端まで12m以下 ・ B区域：地表から上端まで15m以下 ・ C区域：地表から上端まで25m以下 ・ 広告物の高さ（支柱部分を含む）2m以下 ・ 1面5㎡以内
		その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の壁面をこえて外側に突き出さないこと ・ 1棟に1個まで ・ 主たる面を横長（縦/横\leq1）とすること
	⑨直接表示広告物	大きさ	・ 壁の各面積の1/3以内かつ10㎡以内
		その他	・ 屋根には表示しないこと
	⑩突出広告物（※）	大きさ	・ 1壁面合計5㎡以内
		高さ	・ 12m以下
		道路境界線から突き出す高さ、長さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車道 地表から下端まで4.7m以上 ・ 歩道 地表から下端まで2.5m以上 ・ 突き出す長さ0.6m以下
	⑪-1 野立広告物（※） （自家用広告物）	その他	・ 建築物の上端から突き出さないこと
		大きさ	・ 合計10㎡以内
	⑪-2 野立広告物（※） （非自家用広告物）	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告塔 地表から上端まで7m以下 ・ 広告板 地表から上端まで6m以下
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告塔 地表から上端まで7m以下 ・ 広告板 地表から上端まで6m以下
		表示位置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相互間距離100m以上（複数の表示面が20cm以下で近接し上端下端を揃えるなど、一体的になっているもので、表示面積の合計が10㎡以内の場合は設置可） ・ 国道及び鉄道からの距離100m以上（地形等の理由により100m以上離すことが困難な場合にあつては、可能な限り離すこと）
	⑪-3 野立広告物（※） （非自家用広告物のうち、 案内用のもの）	表示内容	・ 名称、距離、方向のみであること
		大きさ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1案内1面1㎡、合計2㎡以内 ・ 集合広告物の場合は1案内1㎡、1面3㎡、合計6㎡以内
高さ		・ 地表から上端まで3m以下	
表示位置		<ul style="list-style-type: none"> ・ 相互間距離50m以上 ・ 同一目的の広告は、相互間距離200m以上 	
個数		・ 目的地から5km以内に4個以下	

広告物・掲出物件の種類		基準の項目	許可基準（内中原町景観形成区域）
一般 広 告 物	⑫特殊装置広告物 ⑬アーケード広告物 ⑭アーチ広告物		・掲出不可
	⑮電柱、街灯柱等広告物	個数	・突出し 1本1個、 巻付け 1本1個
		大きさ	・突出し 縦1.2m、横0.45m以下 ・巻付け 縦1.8m以下
		突出しの高さ	・車道 地表から下端まで4.7m以上 ・歩道 地表から下端まで2.5m以上
		突出しの取り付け部分の長さ	・0.5m以下
	その他	・直塗りしないこと	
	⑯標識広告物		・掲出不可
⑰自動販売機		・適用除外（許可不要）	

（※）屋上広告物、突出広告物、高さ4mを超える野立広告物等は、有資格管理者の設置が必要（I-12参照）。

（４）適用除外基準及び許可申請

第三章 1.（２）「適用除外について」表中①～⑤の広告物のほか、内中原町景観形成区域に許可不要で掲出することができる広告物は以下のとおりです。

区分	基準の項目	適用除外基準（内中原町景観形成区域）	許可申請
⑥ 交通規制看板	大きさ	・許可地域の基準に適合すること	不要
⑦ 公共団体等の 広告物	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	不要 （要協議）
⑧ 営利を目的とし ない広告物	大きさ	・広告物景観形成基準に適合すること	不要 （要協議）
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑨ 管理用広告物	大きさ	・1管理用地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計5㎡以内	不要
	色彩	・色彩は、落ち着いたものとし、げばげばしい色彩は避けるよう配慮すること	
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
⑩ 自家用広告物	大きさ	・1敷地内で表示又は掲出される屋外広告物の合計7㎡以内	不要
	色彩	・色彩は、落ち着いたものとし、げばげばしい色彩は避けるよう配慮すること	
	眺望保全	・眺望保全の対象となる広告物は、その基準に適合すること	
自動販売機	—	・適用除外	不要

[屋外広告物条例などに関するお問い合わせ先]

〒690-8540 松江市末次町 86

松江市役所 別館2階 歴史まちづくり部 まちづくり文化財課 景観政策係

TEL: (0852) 55 - 5696 FAX: (0852) 55-5658 E-mail: keikan@city.matsue.lg.jp

<http://www1.city.matsue.shimane.jp/machidukuri/keikan/okugaiindex/>

または[松江市ホームページ](#)>[暮らしのガイド](#)>[まちづくり](#)>[景観・屋外広告物](#)>[屋外広告物について](#)
